

南三陸町職員の懲戒処分について

本町職員に対し、災害復旧事業における不適正事務事案に関し地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分を行ったので、公表します。

1 補助金の返還手続

令和 8 年 6 月 11 日付け 宮城県知事宛て補助金計画変更承認申請書提出
※国庫補助金 3,440,102 円の返還申出を含む。

2 懲戒処分（いずれも本日付け発令）

(1) 担当者（事案本人）

- ア 処分内容 停職 3 月
- イ 被処分者 60 代男性職員（現：町長の事務部局課長補佐級）

(2) 管理監督者

- ア 処分内容 戒告
- イ 被処分者 50 代男性職員（現：町長の事務部局課長級）

(3) 管理監督者

- ア 処分内容 戒告
- イ 被処分者 50 代男性職員（現：町長の事務部局課長補佐級）

3 非違行為の具体

(1) 担当者（事案本人）

本件事案（令和 6 年度大平頭首工災害復旧工事をいう。以下同じ。）に係る工事費（出来高に応じた請求額）の支払について、受注者から請求書を受領し、町組織として収受（行政文書）とする処理を行った上、かつ、宮城県に対し、当該請求に応じ支払う旨を自身で報告したにもかかわらず、その処理を怠り、その結果、町は 既受領分補助金 3,440,102 円を返還するに至り、この返還については、町費をもって充てる必要が生じた。また、そのことにより、町組織はもとより、宮城県及び国に特別の事務の負担が生じた。

加えて、本件事案に係る事務の処理において、公印（町長印）を不正に取り扱い、かつ、当該不正な取扱いを過去から繰り返し行っていたことも認めた。

(2) 管理監督者（両名）

本件事案に係る事務の遂行過程において、関係する事務への具体の着手その他に関し、管理監督者による指示を行ったことは確認できる一方、部下である担当者に対し通常行うべき指導、監督、進行管理、確認等を怠った。

4 各処分の根拠

(1) 担当者（事案本人）

ア 地方公務員法

第29条第1項第1号、第2号及び第3号

イ 南三陸町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

第4条

ウ 南三陸町職員の懲戒処分の指針

第2第1号「一般服務関係」 ス（ウ）「行政文書の不適正な取扱い」

第3号「その他職務遂行関係」 ウ「法令等違反」及びエ「職務怠慢等」

(2) 管理監督者（両名）

ア 地方公務員法

第29条第1項第2号

イ 南三陸町職員の懲戒処分の指針

第2第3号「その他職務遂行関係」 オ（ア）「監督責任」

5 再発防止に向けた取組

- ・ 全職員（階層ごと）を対象とした補助事業において留意すべきポイントに係る研修の実施
- ・ 繰越事業における業務プロセスの見える化（手順の明確化）及び留意すべきポイントチェック表の作成
- ・ ライン職対象コンプライアンス勉強会及びスタッフ職対象法令・財務勉強会の開催
- ・ 個人メールアドレスの廃止（管理職及び特定事務従事職員を除く全職員。これまでの『原則』係メールアドレスの使用）から物理的強制措置へ転換）
- ・ 懲戒処分の指針等の再周知
- ・ 公印の取扱いに係る管理体制の強化